

3. 持分処分収益

香港政府は、対象範囲内の域外を源泉とする持分処分収益の総額を計算するために、売却した持分の価値を2022年12月31日時点の公正価値に戻す可能性についてEUと協議する予定である。

4. 「純粹持株事業体」(PEHE) の定義

- 持分投資の資金調達のために借入を行い、その借入から付随的な収入（為替差益など）を得ることは、PEHEであることを否定するものではない。
- しかし、投資先の事業体に対して無利息貸付を行ったり、海外からの配当金によって生じた余剰資金をグループの財務会社に貸し付けたり、余剰資金を利用してグループのキャッシュプーリングに参加し利息収入を得る事業体は、PEHEとして適格ではない。

5. PEHEの経済的実体 (ES) 要件の緩和

- PEHEが緩和されたES要件を満たしているかどうかを評価する際、IRDは納税者の業務全体を考慮し、その営業実態を勘案する。
- また、IRDは、実施ガイドラインまたは発行予定の実務解釈指針（DIPN）において、「持分参加権の保有および管理」の意味を説明する例を示す予定である。

6. アウトソーシングの取り決め

- 特定の経済活動のアウトソーシングとその監視が行われたことを証明するためには、アウトソーシングの取り決めに関する内部での基本契約書やその他の適切な文書があれば十分であるとされている。
- アウトソーシング契約に基づいて請求されるサービス料が独立企業間である必要があるかどうかは、移転価格税制の適用を受けるかどうかに左右されと考えられる。

7. 参加権免除における「15%課税対象」の条件

- 香港政府は、「ヘッドラインレート」アプローチを採用することでEUと合意している。詳細については、以下の議論を参照すること。
- 特定された域外からの源泉所得が配当である場合、IRDは、「15%課税対象」の条件を満たすかどうかを判断するために、（1）香港以外の地域における配当と基礎利益の両方に対する同様の課税、（2）香港以外の地域における関連の下流収入に対する同様の課税の合算が認められるかどうかを検討する。

8. 域外税額控除

- 配当金の支払原資となる基礎利益に対する域外税額控除のための適切な持分利息（10%）の閾値は、配当が支払われる基礎利益に関して、香港が税額控除を提供することを現在許可している、香港と中国本土およびベトナムとの租税条約に規定されている閾値と一致している。
- FSIE制度で利用できる税額控除を決定する際には、「所得別」基準（つまり、現在の税額控除制度で採用されているアプローチ）が採用される。

IRD は、上記の論点やアプローチを、今後発行される実施ガイドラインまたはDIPNで明確にする予定である。

参加権免除に関する「ヘッドラインレート」アプローチ

2022年11月23日付の法案委員会宛ての書簡で、香港政府は、特定された域外を源泉とする所得、基礎利益または関連する下流収入が、参加権免除の「15%課税対象」条件において15%以上の課税対象となるかどうかを判断するために、以下の「ヘッドラインレート」アプローチを採用することを示している。

- 適用税率は、一般的に、特定された域外を源泉とする所得、基礎利益または関連する下流収入が課税される海外の法域のヘッドラインレート（すなわち、最高法人税率）を指す。ヘッドラインレートは、当該所得に課される実際の税率である必要はない。
- しかし、当該所得が特別税法（優遇税制など）の下で本法よりも低い税率で課税され、その低い税率が実質的な活動を行うための税制上の優遇措置ではない場合、ヘッドラインレートは特別税法における規定の最高税率を用いるべきである。

IRDは、実施ガイドラインの中で適用税率に関する上記の解釈をアップデートする予定である。

しかし、(1)非居住者が得た持分処分収益に適用される税率が法人税のヘッドラインレート（例えば、中国では10%）より低い場合、(2)外国の法域がキャピタルゲインに対して非課税措置を講じている場合、(3)租税条約により持分処分収益に対して軽減税率や非課税措置を適用できる場合、「ヘッドラインレート」アプローチがどのように採用されるかまだ不明である。

KPMGの見解

香港政府が、我々の提出した意見を含め、法案に関する書面による意見に含まれる提案やフィードバックのいくつかを採用したことは良かったが、我々はIRDに対し、FSIE制度における様々な要件が実際にどのように管理されるかをより良く説明するために、実際の営業実態に沿ったガイダンスや事例がより提供されることを強く求める。これは、納税者がFSIE制度の下での税務処理の明確性、確実性、一貫性を求めているため、特に重要なことである。

香港におけるFSIE制度の実際の適用と解釈をめぐる問題は、日々変化している。香港の企業グループは、この分野の今後の展開を注意深く見守り、最新のIRD実施ガイドライン（随時更新される予定）および法律案が制定された際に発行されるDIPNを参照する必要がある。

Hong Kong (SAR) Tax Alert

なお、日本語でのお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。



Vivian Chen
陳蔚
Head of GJP China Tax
Tel: +86 755 2547 1198
vivian.w.chen@kpmg.com



Lisa Li
李輝
Partner
Tel: +86 10 8508 7638
lisa.h.li@kpmg.com



Jie Xu
徐潔
Partner
Tel: +86 21 2212 3678
jie.xu@kpmg.com



Rui Matsuo
松尾 壘
Senior Manager
Tel: +852 2978 8924
rui.matsuo@kpmg.com



Deborah Leung
梁 秀章
Senior Manager
Tel: +852 2685 7742
deborah.leung@kpmg.com



Shintaro Ono
大野 真太郎
Associate Director
Tel: +852 2685 7358
shintaro.ono@kpmg.com



Taro Mitani
見谷 太郎
Manager
Tel: +852 3927 5780
taro.mitani@kpmg.com



Takayuki Ogawa
小河 孝之
Manager
Tel: +852 3927 5525
takayuki.ogawa@kpmg.com



Masatoshi Okumura
奥村 雅敏
Manager
Tel: +852 2685 7584
masatoshi.okumura@kpmg.com



Yasuhito Otsuka
大塚 靖仁
Manager
Tel: +852 2685 7455
yasuhito.otsuka@kpmg.com

kpmg.com/cn/socialmedia



For more KPMG Hong Kong (SAR) Tax Alerts, please scan the QR code or visit our website:
<https://home.kpmg/cn/en/home/services/tax/hong-kong-tax-services/hong-kong-tax-insights.html>



For a list of KPMG China offices, please scan the QR code or visit our website:
<https://home.kpmg/cn/en/home/about/offices.html>

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2022 KPMG Huazhen LLP, a People's Republic of China partnership, KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in Chinese Mainland, KPMG, a Macau (SAR) partnership, and KPMG, a Hong Kong (SAR) partnership, are member firms of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

© 2022 KPMG Tax Services Limited, a Hong Kong (SAR) limited liability company and a member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organisation.